

定 款

株式会社ネクステージ

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ネクステージと称し、英文では、NEXTAGE Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車の販売及び修理
2. 自動車及び部品の輸出入に関する業務
3. 損害保険代理店業
4. 生命保険の募集に関する業務
5. 自動車の部品、附属品及び工具の販売
6. 自動車のリース、レンタル及びその仲介業
7. 自動車整備事業及びそのフランチャイズ事業
8. 保証事業
9. 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業及び運送取次業
10. 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告にて行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は180,288,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株制度)

第7条 当会社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基 準 日)

第12条 当会社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項かかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年2月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

- 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序によって、他の取締役がこれに代わる。
- 2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序によって、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項の規定によるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第 19 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第 20 条 当会社の取締役は 10 名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

- 第 22 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(取締役の任期)

- 第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 24 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また、必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序によって、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

- 第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、または取締役全員および監査役全員の同意を得て招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第 27 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第 28 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であったもの含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議をもって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる

(取締役との責任限定契約)

第 33 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 34 条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 35 条 当会社の監査役は 3 名以内とする。

(監査役の選任)

第 36 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 37 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 38 条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 39 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日目前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、または監査役全員の同意を得て招集手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第 40 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 41 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第 42 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 43 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 44 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議をもって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第 45 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、任務を怠つたことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第46条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第47条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第48条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第49条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第50条 当会社の事業年度は、毎年12月1日から11月30日までとする。

(期末配当金)

第51条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第52条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第53条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

- 第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。
- 第2条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののはか、取締役会において定める株式取扱規程による。
- 第3条 本附則第1条乃至本条は、平成26年2月28日をもってこれを削除する。
- 第4条 公告の方法の変更は、平成25年4月1日より効力を生じるものとする。なお、本条は効力発生日後これを削除する。
- 第5条 発行可能株式総数の変更、単元株式数および単元未満株主にかかる規定の新設、株券不発行制度への移行ならびにそれに伴う条数の変更は、平成25年3月5日より効力を生じるものとする。なお、本条は効力発生日後これを削除する。
- 第6条 第5条の変更は、平成25年12月1日より効力を生じるものとする。なお、本条は効力発生日後これを削除する。
- 第7条 第32条および第44条の変更は、平成26年2月26日より効力を生じるものとする。なお、本状は効力発生日後これを削除する。
- 第8条 第20条および第24条の変更は、平成28年2月24日より効力を生じるものとする。なお、本状は効力発生日後これを削除する。
- 第9条 第5条の変更は、平成29年4月1日より効力を生じるものとする。なお、本条は効力発生日後これを削除する。
- 第10条 第2条および第23条の変更は、平成29年2月21日より効力を生じるものとする。なお、本条は効力発生日後これを削除する。
- 第11条 第5条の変更は、平成29年12月1日より効力を生じるものとする。なお、本条は効力発生日後これを削除する。
- 第12条 第33条および第45条の変更は、平成30年2月21日より効力を生じるものとする。なお、本条は効力発生日後これを削除する。

- 第13条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

この定款は、平成18年2月27日より一部改正施行する。

この定款は、平成18年7月26日より一部改正施行する。

この定款は、平成20年7月28日より一部改正施行する。

この定款は、平成22年4月22日より一部改正施行する。

この定款は、平成23年9月1日より一部改正施行する。

この定款は、平成25年2月26日より一部改正施行する。

この定款は、平成25年11月5日より一部改正施行する。

この定款は、平成26年1月10日より一部改正施行する。

この定款は、平成28年1月18日より一部改正施行する。

この定款は、平成29年2月16日より一部改正施行する。

この定款は、平成29年2月21日より一部改正施行する。

この定款は、平成29年10月10日より一部改正施行する。

この定款は、平成30年2月21日より一部改正施行する。

この定款は、令和4年2月22日より一部改正施行する。